



# 公民権停止手続きの誤りによる 選挙のお知らせの通知漏れ事案

6月24日、区の事務処理手続きの誤りにより、参議院議員選挙の通知が送られなかった事案が発生しました。今回の事案が起こった原因は、公職選挙法の規定により公民権停止の手続きをとるべき方ではなく、同姓同名の別の方に対して、取り違えてその手続きを行ったことによるものです。該当者には謝罪を行うとともに、区としては今後の再発防止に努めてまいります。

## 1 経過

平成28年6月23日、他の自治体の選挙管理委員会から連絡があり、該当する住民の方に、参議院議員選挙の通知が届いていないことがわかりました。その連絡を受け、区が調査したところ、平成27年10月に、公職選挙法に基づく「既決犯罪通知書」を当該選挙管理委員会に誤って送付していたことが判明しました。この通知書は、公職選挙法に基づく公民権の停止を行うことを通知するものであり、このことにより公民権が停止され、本来送られるべき方に選挙のお知らせが届かない事案となったものです。

今回の件を受け、区としては、本来、選挙のお知らせを送られるべき方に対し、謝罪を行いました。また、今回の参議院議員選挙に投票いただけるよう、改めて手続きを行ったところです。

## 2 今後の対策

今後の再発防止策として、改めて職員に対し適正な事務処理の指導を徹底させるとともに、仕事の手順の見直しを行い、チェック体制を強化してまいります。

## 3 区長のコメント

「区の事務処理手続きのミスにより、公民権行使に支障をきたすような事態を招いたことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。今回のような事態は絶対にあってはならないことであり、速やかに再発防止策を講じ、職員への指導を徹底してまいります。」

## 【問い合わせ先】

区民生活部区民課：03-3312-2111 内線1101